

令和 2 年 分 用	
名簿番号	

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例適用チェック表

このチェック表は、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用要件及び「相続財産の取得費に
加算される相続税の計算明細書」における取得費に加算される相続税額の計算について、チェック
していただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書、譲渡所得の内訳書及び「相続
財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」とともに提出してください。

相続又は遺贈により取得した財産を、相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合には、相続
税額のうち一定の金額を譲渡所得の取得費に加算することができます（措法39）。

		氏 名		
適用要件に関するチェック項目				
(チェック項目のすべてについて「該当」となった場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。)				
		該 当	非該当	
1	譲渡した資産は、相続又は遺贈により取得したものですか。 (注) 相続時精算課税の適用を受けた贈与により取得した資産、又は相続若しくは遺贈により財産を取得した者が相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した資産を含みます。	は い	いいえ	
2	その相続又は遺贈により取得した資産について、納付すべき相続税額はありますか(納税猶予の特例を受けた金額を含みます。)	は い	いいえ	
3	その資産を譲渡した日は、相続税の申告期限から3年以内ですか。	は い	いいえ	

「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」の計算に関するチェック項目				
(以下の項目は明細書の作成に当たって留意すべき主な項目です。「非該当」となる項目について、記載誤り等がないか確認してください。)				
		該 当	非該当	
1	「譲渡した相続財産」欄に記載された資産は、相続又は遺贈により取得した資産そのものですか。 (原則として、相続又は遺贈により取得した資産と交換した資産や買い替えした資産は、特例の対象になりません。)	は い	いいえ	
2	譲渡した資産が代償分割により代償金を支払って取得した資産である場合、譲渡した資産の相続税評価額は、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」裏面の算式で計算されていますか。	は い	いいえ	
3	相続税の修正申告書を提出した場合など、当初の相続税額に異動があった場合、「相続税額」欄の金額は、異動後の相続税額が記載されていますか。	は い	いいえ	

(注) 1 この特例の適用が受けられる場合には、取得費に加算する相続税額を「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」で計算してください。

なお、取得費に加算する相続税額の計算には、相続税の申告書の控えが必要です。

また、同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。

2 納付すべき相続税額がない場合には、この特例の適用を受けることはできません。

3 この特例は、被相続人の居住用財産の譲渡所得の特別控除(措法35③)の特例と重複して適用することはできません。

4 取得費に加算される相続税額の計算に関する注意事項は、上記以外にも「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」の裏面に記載されています。